

## 佐賀県告示第 339 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、令和 3 年 9 月 4 日、次の知事指定薬物の指定は失効する。

令和 3 年 9 月 3 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

### 1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 エチル＝2－[1－（5－フルオロペンチル）－1H－インドル－3－カルボキサミド]－3－メチルブタノアート（通称名：5F-EMB-PICA、EMB-2201）及びその塩類
- (2) 化学名 2－（メチルアミノ）－1－（チオフェン－2－イル）プロパン－1－オン（通称名：2-Thiothinone、βk-MPA）及びその塩類
- (3) 化学名 2－シクロヘキシル－1－フェニル－2－（ピロリジン－1－イル）エタン－1－オン（通称名：α-PCYP）及びその塩類

### 2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第 2 条第 6 号に掲げる薬物に該当するに至ったため。

### 3 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。